

## 尻別川流域治水協議会 規約（改定案）

（名称）

第1条 「尻別川流域治水協議会」（以下「流域治水協議会」）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、尻別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（流域治水協議会の構成）

第3条 流域治水協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 流域治水協議会に会長を置き、会長は小樽開発建設部長とする。
- 3 会長は、流域治水協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、第1項によるもののほか、流域治水協議会の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）の参加させることができる。

（流域治水協議会の実施事項）

第4条 流域治水協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 尻別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（幹事会の構成）

第5条 流域治水協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は小樽開発建設部倶知安開発事務所長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、流域治水協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水の各種検討、調整を行い、その結果について流域治水協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者（企業、学識経験者等）の参加させることができる。

（流域治水協議会の公開）

第6条 流域治水協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、流域治水協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を流域治水協議会へ報告することにより公開と見なす。

（流域治水協議会資料等の公表）

第7条 流域治水協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、流域治水協議会の了

解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 流域治水協議会及び幹事会の事務局は、小樽開発建設部工務課、倶知安開発事務所河川課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課、小樽建設管理部治水課におく。
- 2 流域治水協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年 9月 7日から施行する。  
本規約は、令和3年 3月22日に一部改定する。  
本規約は、令和4年 3月29日に一部改定する。  
本規約は、令和5年 3月29日に一部改定する。

## 別表

組 織 別	構 成 員	幹 事
小樽開発建設部	部 長	倶知安開発事務所長 公物管理課長 防災対策官→防災課長 工務課長 農業開発課長
後志森林管理署	署 長	次 長
後志総合振興局	局 長	地域政策課主幹（地域行政） 農村振興課長 林務課長 森林整備課長 維持管理課長 地域調整課長 治水課長
小樽建設管理部		
蘭 越 町	町 長	総務課参事兼企画防災対策室長 建設課長 農林水産課長
二 七 口 町	町 長	総務課防災専門官 都 市 建設課長 農 政 課 長
真 狩 村	村 長	総 務 課 長 建 設 課 長 産 業 課 長
留 寿 都 村	村 長	企 画 観 光 課 長 <del>農 林 建 設 課 長</del>
喜 茂 別 町	町 長	総務課長補佐→まちづくり振興課長 建設課長 産業振興課長→農林課長
京 極 町	町 長	総 務 課 長 建 設 課 長 産 業 課 長
倶 知 安 町	町 長	総務課危機管理室長 建設課長 水道課長 農 林 課 長 まちづくり新幹線課長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所 長	次 長
札幌管区气象台	気象防災部長	防 災 調 査 課 長 予 報 課 長